

熊本県立大学改革推進委員会第3回会議  
会 議 概 要

1 日 時 平成17年3月28日(月) 13:30～15:20

2 場 所 熊本県庁本館5階審議会室

3 出席者 別紙出席者名簿のとおり

4 議事概要

(1) 開会

議事に先立ち、中央青山監査法人関口公認会計士の今回からの会議出席について、委員長から提案があり、了承された。

(2) 議事

各検討部会の検討状況について  
資料1に沿って事務局から説明。

公立大学法人熊本県立大学定款(原案)について  
資料2-1～資料2-3に沿って事務局から説明。その後、梅林委員から別紙資料をもとに大学意見を説明。その後、委員からの発言と事務局の答弁あり。

中期目標・中期計画(素案)(教育研究検討部会所管分)について  
資料3に沿って、古賀学生部長から説明。その後、委員から質問と事務局の答弁あり。

(3) 閉会

・次回日程及び意見・質問票について事務連絡

議事の詳細については、別紙のとおり

熊本県立大学改革推進委員会第3回会議  
出席者名簿

委員長 北川 正（熊本県総務部長）

委員

有識者

良永彌太郎（国立大学法人熊本大学法学部長）

石川 博敏（公立高等学校校長会会長、済々黌高校長）

高崎 信次（九州看護福祉大学事務局次長）

豊永 類子（前NHK文化センター熊本支社長）

若木 陽子（日本赤十字社熊本健康管理センター管理栄養士）

宮崎昂雄委員は欠席

熊本県 角田 岩男（総務部次長）

県立大学 梅林 誠爾（学長）

元吉 瑞枝（文学部長）

大和田 紘一（環境共生学部長）

中宮 光隆（総合管理学部長）

豊田 貞二（事務局長）

事務局

私学文書課

市川 靖之（課長）

村山 栄一（総務審議員）

稲葉 智裕（主幹）

坂本 久敏（参事）

枝國 智一（参事）

金棒 利彦（主任主事）

県立大学

倉永 保男（事務局次長）

吉田 雄治（企画課長）

石野 公浩（総務課長）

松本 申一（学生課長）

野白 三郎（企画課主幹）

元島加奈子（企画課参事）

オブザーバー

中央青山監査法人 関口恭三公認会計士

熊本県立大学改革推進委員会第3回会議  
委員意見及び事務局答弁詳細

1 各検討部会の検討状況について  
特になし

2 公立大学法人熊本県立大学定款（原案）について  
【委員長】

はい、ありがとうございました。今説明がありましたように、この検討状況ですけれども、それぞれの部会、あるいは大学、あるいは私学文書課が入りまして、定款原案の一本化を図って参りました。そういう形で、今回議題としてとりあげたという状況になっております。それで、この定款原案につきまして、委員の皆様からいろいろ御意見、御質問等頂きたいと思っておりますけれども、まず梅林学長から御意見があるということですので、それをまず説明していただきたいと思っております。

【梅林委員】

昨年末の第2回改革推進委員会で、定款につきましていろいろ御議論いただき、外部委員の方からも様々な御意見をいただきました。その際、設置者と大学との間で、組織運営の基本的な事柄につきまして、意見が違ふということになったわけではありますが、その場での先生方の御意見を伺いまして、大学といたしましても、設置者との間で意見の一致をみるように努力すべきであるということで、検討を続けて参りました。まだ十分でないかも知れませんが、その間の、組織・運営検討部会における設置者との検討の結果を経まして、3月28日の前の学内の第23回評議会におきまして、県立大学の意見を別紙のとおりまとめて参りました。それで、これを読み上げさせていただきます。

（別紙資料を読み上げ）

【委員長】

はい、ありがとうございました。大学でのこういう定款事項に関してのいろいろな考え方を今説明いただきました。いろいろ、課題等問題点ありますけれども、設置者としては、これにも書いてありますけれども、いろんな配慮を行ってきておりますが、これがまだ必ずしも100%であるかどうかは別といたしまして、そういう協議の結果、先程言いましたように、こういう別置型ということで提案をしております。これにつきまして、それぞれの委員の先生方から御意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。どなたからでも結構です。

【高崎委員】

今、学長先生の方から要望書を提出していただいたわけですが、この中で、なお書きのところからなんですが、理事長の人選のところ、「」書きにしてあることはどなたに宛てた内容でしょうか。

【梅林委員】

どなたにというか、これは地独法第71条第6項の引用です。それを私学文書課からは理事長の人選をこういう基準でやっていきたいということでありますので、我々大学といたしましても、是非そのようにお願いしたいということです。

【委員長】

法律の規定に沿ってちゃんとやってほしいということですね。

【高崎委員】

理事長の選任のためのこういう内容だということですか。

【梅林委員】

そうです。

【高崎委員】

私も前回からずっと申し上げている内容なんですけれども、独法化するというございましたら、教学の面、それと経営の面というのはやはり独立分離した形で運営していかなければいけないと思っているわけです。そういう中で、一体型という先生方からのお気持ちはよく分かるんですが、やはり独法化する意味が分離独立しないことには、今後経営の面では理事長が全面的に責任を持った形でやっていく、そして、学長先生は教学面を責任を持ってやっていくという考えでありますので、そういうことをございます。

【梅林委員】

これは地独法で決められているので、是非御考慮いただきたいということです。

【高崎委員】

そうですね。

【委員長】

今の「 」は、法律の条文を引用してそのまま書いてあるということで、別途これを作ったということではありませんので、御理解いただきたいと思います。

【良永委員】

前回の会議で私は、別置型にするのか、それとも一体型にするのか、なかなか判断が難しいと、よく相談してくださいとお願いしておりましたところ、いろいろ御苦労があったと思いますけれども、よく設置者側と大学側が十分協議、検討されて、ここまで意見の方向が収斂しつつあることについて、敬意を表したいと思います。非常に御苦労だったと思います。それで、私は、基本的にはこの方向で進められたらいいのではないかと思います。それで、先程学長先生の方から出して頂きましたペーパーでございますけれども、これは私の考え方ですので、その限りでお聞き願えればよいと思いますが、経営と教育研究との一体的運営というのがキーワードだと思います。大学の本来の使命というのは、教育研究活動であるというのははっきりしているわけですね。これなくしては、大学がある意味がない。これをいかに立派にやっていくかというための経営だ

と思っております。だからどういう教育をするか、どういう研究活動をするか、これはその大学がおかれた環境、社会的なニーズ等々を考えながらやっていかなくてはいいませんが、これには必ず経営の裏付けがないと空中楼阁になるというのも現実でございますので、教学だけ勝手に走ればいいというものでもない。これはもう重々お分かりのことだと思っておりますが、あくまでも教育研究を土台、柱にしつつ、これを支える経営ということで今後ともやっていただきたいと思っております。これは県の方も十分お分かりだと思っております。これなくして大学はある意味ございませんから、それさえはっきりしておけば、県立大学は今後とも立派に発展していけると思っております。

【委員長】

ありがとうございました。ほかにございませんか。中宮先生、ありませんか。

【中宮委員】

特にあえてということではございませんが、今良永委員から御発言いただきましたように、やはり教育研究が非常に重要で、高校生、あるいは高校の先生方、あるいはよく入り口、出口ということが言われますけれども、出口側の企業さん、あるいは自治体、公務員関係、そういうところからの、熊本県立大学というのは魅力的だと、しっかり教育をやってもらえるとという積極的な評価が得られるように、我々も頑張らなければならないと考えております。そのためには、やはり学長がリーダーシップをとることが重要ではないかと考えております。そのことは、近年文部科学省も特に強調しているところではないかと思っております。ですから、学長が特に教育研究について十分リーダーシップがとれるように、この定款案の中でも、学長は、理事長とともに法人を代表するということになっていきますから、定款の上でもそれは認められていることだと思っておりますが、実際の運営でも、それが可能であることが必要で、良永委員がおっしゃってくださったとおりだと思っております。

【委員長】

はい、ありがとうございました。豊永委員、何かございませんか。

【豊永委員】

私は、別置のところでの意見書を出しまして、スタート時には、検討されたようなこういう形がベターなのかなということで聞いておりました。私は、企業の中で働きましたので、定款のスタイルとかはあまり詳しくありませんけれども、この資料2 - 3ですか、こういうところで、総合的な計画というかトータルプランニング、それからトータルイメージを作って、それをきちっと広報していく。理事会、それから経営会議の中で、学長も入ったところで、それが外に分らなければならないものだと思います。意外と広報活動は必要かなと思います。プロパガンダということではなくて、本来のPRということで。それはトップに付随したスタッフ部門として是非入れて頂きたいと思っております。

【委員長】

ありがとうございました。どうぞこの際ですから、それぞれ。大和田委員どうですか。

【大和田委員】

今、学長の方から大学の意見をまとめたという形で出してもらっています。我々、大学側としては、随分検討部会の前に、作業部会その他学部の教授会、そういうところでいろいろ話し合っただけでありますが、やはり大学をこれから運営していく、教学が大事である、もちろん経営が大事であることは当然であります。大学でいかに研究をし、さらにいい学生を育てていくかということは非常に大事であるというようなこともあって、大学側の意見、各学部の教授会、あるいは大学側の意見としての我々はやはり一体型がいいのではないかという意見は持っていることは確かでございます。ただ、そういつまでも言ってもしょうがないわけですから、今度は、実際にこれを動かしていくというところでは、やはりここに書いてあるような、県といいますか、事務局側のいろいろな御配慮があれば、それを受けてですね、一緒に話し合いながら、これからほんとにいい法人化した大学を作っていくというようなことをここでは申し上げているわけですが、是非その辺のこれからの話し合いの中での御配慮を期待しております。

【委員長】

ありがとうございました。それでは、若木委員どうですか。

【若木委員】

今回と前回の委員会で、別置型がいいか一体型がいいかという話で、やっとなつの方向性がみえてよかったなと思っています。何かが新しく変わるときには、ごっそり変わることでとてもいい形になるところは何回も他の件で見ましたので、こういう形でもよしいんじゃないかと個人的には思っています。

【委員長】

はい、ありがとうございました。それでは石川委員。

【石川委員】

先程から出ておりますように、大学教育が教育研究であるということは、当然のことでございます。そういう中での経営というものがあると考えております。法人化の趣旨が県民によく分かる形になったなという理解をいたしております。

【委員長】

ありがとうございました。では、元吉委員。

【元吉委員】

今皆さんがおっしゃったこととあまり変わらないんですけども、この検討においても、教育研究ということを中心据えた大学ということによって頂きたいと思っておりますし、私達もそういうことを念頭に置いていかなければいけないと思っております。そういうことを念頭に置いて、この一体型か別置型かということで今まで議論してきましたけれども、ここで別置型になりましても、やはりそのことを中心据えて、今後検討していくべきであると思っております。

【委員長】

はい、ありがとうございました。ほかにありませんか。経営あるいは教育研

究、これは一体となっていくことが必要ですけれども、今の意見を整理しますと、別置型でも大学の目的がちゃんと達成されるようにやっていくということ、設置者としてもやってほしいということで、それも当然のことだと思いますので、我々もいろいろと要望書の中にもありましたけれども、設置者と大学が常に話し合いながら、うまく学校が進んでいくようにということ、これは基本だと思います。そういうことを念頭におきまして、一応、今回の学長、理事長の関係につきましては、別置型ということで、原案どおりいきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(委員から異議なしの声)

【委員長】

そういうことで、原案どおり対応したいと思います。今後も十分話し合っていきたいと思いますので、その辺一つよろしく願いしたいと思っております。ありがとうございました。これにつきましては、県庁内部でのそれぞれの手続きを経まして、今年の6月議会に提案したいと思っております。それまでには、多少小さいところを話し合うこともあるかも知れませんが、その辺はよろしく願いしたいと思っております。

【良永委員】

小さいところで一つ二つ気になるところがありますので、よろしいでしょうか。

【委員長】

はい、どうぞ。

【良永委員】

すみません、ちょっとお時間頂いて。先程説明受けたうえで、少し気になる点がございますので。先程のような大きな問題ではございませんが、比較的重要だなと思っております。法人化後の県立大学は、今後とも教育研究活動が命、仕事していかれると思っておりますが、仕事の中身をいくつか整理して考えてみますと、たとえば、教学、経営だと、入試ですね、それからカリキュラム、教育方法、それから進路支援、学生の様々な生活の支援もございます。それから高大連携も時代の流れとして、これはもう目をそらすことは出来ない。これは教育の部分だと思います。入り口から出口までのしっかりした体制を整えること。それから、研究は比較的薄く全体が感じられるんですけど、やはり研究の裏付けがないと、先生達は教壇に立っても迫力のある授業はできないと、経験上そう思います。ですから研究活動はしっかりやらしてもらわないと、学生さんが可哀想だなと。ですから研究水準をどうしていくかと。もっと活発な研究活動を推進する。そのためには、最近の中々お金もありませんので、外部資金をどうして獲得するかと、これも今重要な課題となっております。それから、地域貢献、国際交流も大事な課題である。先程、豊永委員の方からちょっと御発言ございましたけれども、広報活動ですね。これは単に宣伝ではない、そのとおりでございます、どういう活動をしているかということ、県民の皆さんに、あるいは生徒さん達によく分かってもらう、広報活動。それから情報化がどんど

ん進んでおりますので、これも避けて通ることはできないだろうと。それと、附属図書館の機能をどうするかということは当然関係してくるだろうと。そのほかに、人事労務問題が今度、きっと地公法の適用から外れるんでしょ。そうすると、労働基準法と労働組合法の適用下に入りますと、就業規則の作成、変更、それからその中で例えば、裁量労働制をどうするかとか、労使協定の締結とかやっかいな問題を大学が背負うことになります。これへの対応をどうするか。まあ、自分のところの大学の経験に照らしてのことですけれども。それから、経営面、経営もお金のことだけではありませんけれども、財務状況がしっかりしておかないと全体が瓦解すると、そういうことがたくさんございますね。なぜこんなことを長々と申し上げたかということ、副学長の位置づけがどうなっているんですかということなんですよ。ここに書いてある全体の位置づけは先程聞きましたけど、どうも明確には分からない。お一人なのか、複数なのか、どういう役割を果たすのか。理事になるということだけは書いてありましたけれども。そうしますと、副学長が仮に一人だとすると、これはしんどいなという感じがするわけですよ。それと、先程の資料2 - 3で、あの中に、学生部長というのが入っておりますよね。これも、私の従来からの経験と認識で言えば、厚生補導担当なんですよ。そうしますと、今の大学が置かれている状況の中で、厚生補導だけやっておけばいいような学生部長なんかありっこないと思っております。先程言ったように、入試、カリキュラム、進路、学生支援、高大連携、こういうことも全部やらしてもらわないと困るだろうと。そうすると、これから先は少し足りないことかも知れませんが、副学長は二人くらいにして、学生部長職は副学長に切り替えることも考えて、そして学長を支えていくということもどうかとちょっと思ったものですから。今申し上げたようなこと。そして、申し上げましたような諸々の課題が県立大学にのしかかりますので、これを組織として、きちんと対処、対応して一歩前に走っていくと。できるだけ一歩前に進むというような気概で、やっていただきたい。それから、これは少し極端な言い方ですが、こういうことを一所懸命やるのも、結局は学生さんのため、それから地域社会のためでございます。従来から大学が何かと批判の対象となりましたのは、それがどこかに置き去りにされたのではないかという、誤解も中にはあったかも知れませんが、そういう認識が社会に広まったのも事実でございますので、学生のための大学、地域社会のための大学であると。もう少しきつく言うと、先生のための大学ではないと。先生のための大学でやっていくと、これが閉鎖的になる、自分達にしか通用できないような言葉と論理で大学を転がしていく、孤立していくと、こういうことになりますので、そうならないようにということで。結論部分は、学生部長職が今後独立してあっていいのかということで、副学長を二人くらいにして教学を支えたらどうかと思ったものですから。ちょっと要らないことかも知れませんが発言させていただきました。

【委員長】

法人化の大先輩として、いろいろ非常に貴重な意見を頂きまして、ありがと



うございました。これからいろいろ、定款諸々多くの規程を作っていくという段階で、そういうことを十分に検討しながら、やっていきたいと思っておりますので、これからも御協力、御支援よろしくお願いしたいと思っております。

それでは、一応学長、理事長につきましては、別置型ということで対応、進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

### 3 中期目標・中期計画の検討状況について

【委員長】 1:10:30

はい、ありがとうございます。両部会から説明いただきましたけれども、あとの財務会計部会の方は、今説明がありましたように考え方だけということで、まだ具体的に書いておりませんが、これについてのどういうことをやるのかということも含めましてそれぞれ御意見をいただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

【高崎委員】

教育研究検討部会でたくさん検討いただいて、大変御苦労されたと思っております。独法化となる新しいスタートの中で、県民の方々により以上存続を支持され、入学してくる学生のニーズに応えていくような魅力ある県大としての、今後生き残っていくために、さらに必死な努力が必要かと存じますけれども、そういう中で、学生部長さんから説明を受けましたこの中身について、目新しい特徴といたしますか、こういうのが目玉だというようなものがございましたら教えていただきたいと存じます。

【古賀学生部長】

前回の改革推進委員会の中でも報告いたしました。本学は教育に重点を置いた大学であるということが大きな特徴であります。しかも、他の大学に比べるとこぢんまりとした少人数教育ということが挙げられるかと思っております。また、県立大学ということで、県のいろんな行政機関とのつながりも強い。それを活かして、地域と密接な関係を作ったそういう教育の場を確保しやすい。ですから、教育の一つの方法ですが、これは三学部共通の課題としまして、学生がいろんなところに出て行く。県内のいろんな施設を使って、いろんな実験あるいは調査を行うというような、地域に密着した教育活動が可能である。そういったものが、特徴の一つに挙げることができるのではないかと考えております。

【委員長】

今の答えでいいでしょうか。具体的に、こういう事業はよその大学にはなくて、新しい事業だとか、そういうことでしょうか。

【高崎委員】

本学のことを言って恐縮でございますが、玉名のライオンズクラブというのがございますが、その中の下部組織で「たまきなレオクラブ」というものを、本学の学生と地域の高等学校の学生計20名くらいで結成しまして、これは奉仕活動の一環ということで、石垣の八重山ライオンズクラブのレオクラブとも

合同で、青少年の育成のためのいろいろな活動や奉仕活動をしていくということによって結成されたわけです。それと昨年、日本ソロプチミストで九州看護福祉大学シグマソサエティーというものができまして、それもそういう奉仕活動をしていくという地域貢献。それから皆様御承知のように、玉名駅通りのイコイバ「町の保健室」というのを、県と一体となって仕上げて、小学校、中学校、高校生や近くのご老人の方々といろいろな交流をしているわけです。そういう具体的に、中期計画6年間の中で、実現できそうもない画に描いた餅ではいけないと思うのですが、ある程度具体的な形で示していただいた方が、私共もよく分かりますし、県民あるいは学生に対してより説得力があるのかなと思うものですから、お聞きした次第でございます。

【古賀学生部長】

今の御質問の中で、具体的な教育方法ということで挙げるとするならば、いくつかお話しできることがあると思います。その中で、大学全体としての取組みと、各学部での取組みというのがありますので、具体的なものは、各学部でのこれからの教育研究の目標等を挙げていく中で、かなり具体性が出てくるかと思っています。ただ、大学全体としてこういうものに取り組んではどうかというようなものは、例えば、昨年度文部科学省の現代的教育ニーズのグッドプラクティス（GP）の取組みに手を挙げまして、最終選考まで行って結局は落ちてしまいましたが、「もやいすと」のプログラムというのがございます。これは、学生が地域に出かけて行って、地域での問題を解決していく中で、今度はそれを下級生にフィードバックしていく。